令和3年第3回廿日市市議会(第2回定例会)条例新旧対照表

議案第43号	廿日市市税条例等の一部を改正する条例	
議案第44号	廿日市市手数料条例及び廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例	

○廿日市市税条例(昭和31年条例第29号)【第1条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

- 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第84条 、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあつた場合には、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。
 - (1) 第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5、第47条の4第1項、 第53条の7、第67条、<u>第84条</u> 、第102条第2項、第105条、又は第1 45条第3項の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日 から1月を経過する日までの期間

 $(2)\sim(6)$ (略)

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 (略)

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

改正前

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

- 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあつた場合には、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。
 - (1) 第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5、第47条の4第1項、 第53条の7、第67条、<u>第83条第2項</u>、第102条第2項、第105条、又は第1 45条第3項の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日 から1月を経過する日までの期間

 $(2)\sim(6)$ (略)

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 (略)

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____

0

数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

 $2 \sim 5$ (略)

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 · 3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法 附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定に よる控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるの は「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに 改正前

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

 $2 \sim 5$ (略)

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____

0

数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 • 3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から $\frac{6}{1}$ 午度までの各年度分の個人の市民税に限り、法 附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定に よる控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに

法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを 第84条 の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期 限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大 臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当 該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段 を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通 大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるとき は、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足 額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関 する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 (略)

改正前

法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2 第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを 第83条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期 限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大 臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当 該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段 を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通 大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるとき は、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足 額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関 する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

 $2\sim8$ (略)

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規 定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告につ いては、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところ により、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項に おいて「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方 税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項に おいて「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することに より、行わなければならない。

 $10\sim14$ (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第6 9項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出 書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告 については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同 日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 (略)

2 • 3 (略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類する ものとして令第48条の15の5第1項に規定する更正を含む。以下この項にお いて「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税につ いて法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この 項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申 告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものとし て令第48条の15の5第2項に規定する更正を含む。以下この項において「減 額更正 | という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、 当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の 改正前

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

(略) $2\sim8$

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規 定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告につ いては、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところ により、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項に おいて「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方 税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項に おいて「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することに より、行わなければならない。

10~14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第6 1項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出 書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告 については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同 日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 (略)

(略) 2 • 3

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類する ものとして令第48条の15の5第1項に規定する更正を含む。以下この項にお いて「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税につ いて法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この 項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申 告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものとし て令第48条の15の5第2項に規定する更正を含む。以下この項において「減 額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、 当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の

額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分として令第48条の15の5第3項に規定する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税その他令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) • (2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2 (略)

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項_____に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第14条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限

改正前

額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分として令第48条の15の5第3項に規定する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税その他令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) • (2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2 (略)

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第14条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限

が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間_

_の末日後2

月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は1 2月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日) をいう。 改正前

が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間<u>又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間</u>の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。

議案第44号

廿日市市手数料条例及び廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照表

廿日市市手数料条例(平成12年条例第2号)【第1条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後			改正前				
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
(1) 一般関係				(1) 一般関係			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
(略)				(略)			
住民基本台帳の閲覧	1件	300円	1人をもって1件とする。	住民基本台帳の閲覧	1件	300円	1人をもって1件とする。
(削る)				個人番号カードの再交	1件	800円	1申請をもって1件とす
				<u>付</u>			<u>る。</u>
				(個人番号カードの追			
				記欄の余白がなくなっ			
				たときその他再交付す			
				ることについてやむを			
				得ない理由があると市			
				長が認める場合を除			
				<u>(,)</u>			
(略)				(略)			

改正後	改正前		
(保有個人情報の提供先への通知)	(保有個人情報の提供先への通知)		
第24条の3 (略)	第24条の3 (略)		
2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合に			
おいて、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号	· ———		
に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例	に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は <u>同条第8号</u> に規定する条例		
事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報	-		
提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。)に対			
し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。		